

川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN プロポーザル実施要領

1 目的

本事業「KAWASAKI PARK CARAVAN」は、川崎市内の公園緑地において、地域活性化や利用者のサービス向上、公園の魅力向上につなげていくため、様々な地域において、キッチンカーや物販等の出店を行い、公園をより楽しく快適な空間とするとともに、公園におけるキッチンカーや物販について仕組みを整理し、地域の方が活用をしたい場合に実現できる準備をしておくものである。

本公募は、事業の実施にあたり、社会実験を踏まえて設定した対象の4つの公園において、日常的なキッチンカーや物販の出店を募集し、日程の調整や行政手続等の出店管理を実施するとともに、他の出店可能性のある公園（5公園程度を想定）においても設置の影響や地域の声を確認するため、実験的に期間を区切って出店募集や調整を実施するマネジメント事業者1者を募集するものである。

2 事業概要

(1) 事業名

川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN

(2) 実施期間

内容	日程
協定締結期間	令和8年3月中～令和11年3月31日（土）
出店期間（許可は1年更新）	令和8年4月1日（水）～令和11年3月31日（土）

※年末年始（12月29日～1月3日の6日間とそれに連続する前後の土日は緊急時の対応が困難であるため出店はできません。

(3) 出店場所

川崎市内の指定する公園緑地（下記の表のとおり）。※別途、実験対象公園を追加予定

対象公園	住所
南河原公園	幸区都町74-2
宮崎第4公園	宮前区宮崎6丁目2-3
稲田公園	多摩区菅稲田堤2丁目9-1
王禅寺ふるさと公園	麻生区王禅寺528-1

(4) 主な業務内容

対象公園において、移動販売車等の出店管理を行うマネジメント事業者を募集します。
選定されたマネジメント事業者は本市と協定を締結していただき、出店について都市公園

法に基づく設置許可の申請を提出していただきます。許可の期間は1年間とし、1年ごとに許可申請および使用料・手数料の納付が必要です。求める企画提案の内容や出店条件などについては、別に定める「川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN 募集要項」によるものとします。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと
- (4) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと
- (5) 移動販売車等の出店に関わる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること
- (6) 移動販売車等の運営事業について、官公庁等での実績があること
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 大森

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎17階）

電話 044-200-0511（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

5 実施手順（概要）

公募後の協定締結候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書提出期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
参加資格審査結果通知	令和8年2月12日（木）
質問受付期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木） 午後5時まで
質問回答	令和8年2月12日（木）
企画提案書等提出期限	令和8年2月27日（金） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
審査	令和8年3月4日（水）（予定）
協定締結候補者選定結果の通知	令和8年3月9日（月）以降を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「テーマ型民間提案HP」へ掲載します。

なお、様式についても併せて掲載します。

（2）公表開始日

令和8年1月30日（金）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部提出してください。

（1）提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月12日（木）まで

（郵送の場合は令和8年2月12日（木）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

4に同じ

（3）提出書類

参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

(2) 受付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月12日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年2月12日（木）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）

（郵送の場合は令和8年2月27日（金）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書（パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本とする）
20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 業務実績表

エ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

PDFデータで各1部

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「事業者名_書類名」とすること。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf）

(4) 提出方法

「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限りません。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市内の公園緑地における KAWASAKI PARK CARAVAN プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和8年3月4日（水）

※日時は調整の上、個別に連絡します。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI コード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととします。

(3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりです。

(4) 採点方法

ア 配点

選考基準に基づく評価項目を設定し、100点満点とする。各委員は、事業者ごとに選考基準に基づく評価採点表に点数を入れ、合計したものをその事業者の委員合計得点とする。

イ 各配点の考え方

各項目の評価は、10点を満点とした次表の5段階評価とする。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点	10点	8点	6点	4点	2点

ウ 基準点

出席委員の持ち点の合計「総合計点」の60%の得点とする。

(5) 協定締結候補者の特定

各委員の合計点を提案者ごとに集計し、基準点を満たした者のうち、最も高い合計点を獲得した者を協定締結候補者として選定する。当該集計において、最も高い合計点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、協定締結候補者とする。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に協定締結候補者とする。

ア 別紙評価項目（3）「事業の運営能力」の合計点が最も高い者

イ アに該当する業者が複数ある場合、（2）事業実施体制の合計点が最も高い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した者

(6) 協定締結候補者選定結果通知（予定）

令和8年3月9日（月）以降

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類及び手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。